#### 賃貸入居者総合保険 ワイドプラン



4つの補償でご入居者様を手厚くお守りします!

# 住まいる保険



家財 補償

個人 賠償責任 補償 修理費用 補償

借家人 賠償責任 補償

火災・自然災害・盗難等による

### 生活家財の損失から

日常生活中の<mark>賠償責任</mark>まで 幅広く補償する保険です。

「住まいる保険」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。





東日本少額短期保険



## 賃貸住宅ご入居者様を4つの補償で しっかりサポートします! ワイドプラン

家財

所有する生活家財に損害が生じたとき、損害にあった家財 と同等のものを再購入するのに必要な額を補償します。 生活家財の損害

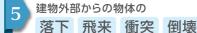
火災 落雷 破裂 爆発 家財が燃えてしまった!

風災 雪災 ひょう災

1事故 家財保険金額の50%限度

損害額20万円以上の場合









水災 床上浸水による水濡損害







盗難



台風で屋根が壊れ、家財が破損

1事故 家財保険金額の10%限度 現金・預貯金は20万円限度



水濡 給排水設備事故による漏水

水ぬれが起きた!

への交通費を補償します。



騒じょう・集団行動または労働争議 に伴う破壊行為や暴力行為 外壁が破壊され、家財が破損!

破損 汚損等

●~●以外の偶然な事故





上記の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費も補償します。

1事故につき(限度額)



臨時宿泊費用保険金

|事故につき(限度額)

時的な宿泊施設の利用費用や、宿泊施設

損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、 清掃等にかかった費用を補償します。

残存物取片づけ費用



失火見舞費用保険金



火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害 が発生した場合の相手方への見舞金費用を 補償します。(被災世帯数 ×10万円)

**發理費用** 

下記の場合で賃貸借契約に基づき、借りているお部屋のドア や窓ガラスなどを自費で修理した費用を補償します

家財補償の対象となる事故(⑧を除く)により借用戸室に損害が生じた場合

1事故につき(限度額)



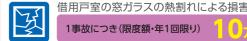
ご入居者さま(被保険者)の 死亡により借用戸室に損害 が生じた場合

1事故につき(限度額)



凍結による専用水道管・給湯器の損害(解凍費用含む)

1事故につき(限度額・年1回限り)



事故につき(限度額・年1回限り)



いたずらやピッキング等で 生じた借用戸室の玄関ドア ロックの損害

1事故につき(限度額・年1回限り)

個人 賠償責任

#### 第三者への賠償責任

個人賠償責任保険金額

自己負担額なし (免責金額ゼロ)



#### 第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

借家人 賠償責任 補償

#### 大家さんへの賠償責任

借家人賠償責任保険金額

自己負担額なし (免責金額ゼロ)



借用戸室で火災を 起こしてしまった!

大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

水濡 破損 等 火災、破裂・爆発、水ぬれの事故によって借用中の建物(借用戸室)に損害を与えて、大家さんに対して法律上 の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、過失により借用戸室の洗面台・浴槽・便器を破損させ、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負っ た場合に保険金をお支払いします。(1事故につき30万円限度)



#### 偶然な事故による損害賠償責任の補償範囲を拡大!

偶然な事故により生じた借用戸室(洗面台・浴槽・便器を除く)の損壊で、大家 さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いします。 (1事故につき30万円限度・免責1万円)

#### ご加入プラン例 ワイドプラン(借家人賠償責任補償拡大特約付帯)

保険期間:2年

臨時宿泊費用 保険金	1回の事故につき(限度額) 10万円
残存物取片づけ 費用保険金	1回の事故につき(限度額) 家財保険金額の 10%
失火見舞費用 保険金	1回の事故につき(限度額) <b>家財保険金額の 1 0%</b>
修理費用 補 償*2	1回の事故につき(限度額) 100万円
個人賠償**3責任補償	1回の事故につき(限度額) 1,000万円
借家人賠償*³ 責 任 補 償	1回の事故につき(限度額) <b>1,000</b> 万円 (借用戸室内の偶然な事故による損壊の場合 洗面台・浴槽・便器…1事故30万円限度・免責なし その他の部位…1事故30万円限度・免責1万円

- ※1.1回の事故につき家財保険金額を限度額とします。ただし、風災・ひょう災・雪災による損害は家財保険金額の50%、水災による損害は家財保険金額の 30%、盗難による損害は家財保険金額の10%(現金・預貯金は20万円)、偶然な事故による損害は30万円(免責金額3万円)を限度額として1回の事故に つきお支払いします。また、風災・ひょう災・雪災による損害は1回の事故による損害額が20万円以上に限りお支払いします。
- ※2.1回の事故につき100万円を限度額とします。ただし、ご入居者さまの死亡による借用戸室の損害は50万円、凍結による専用水道管・給湯器の損害は30 万円、窓ガラスの熱割れによる損害は10万円、いたずらやピッキング等で生じた借用戸室の玄関ドアロックの損害は3万円を限度額として年1回まで(入 居者の死亡による損害を除く)お支払いします。
- ※3.借家人賠償責任補償と個人賠償責任補償のお支払い保険金の合計額は、1回の事故につき1,000万円が限度額となります。

#### 賠償責任補償

●自動車を運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害

●他人から借りている物に対する損害

- ●故意による損害
- ●設備の瑕疵・劣化またはさびに起因する損害

保険金をお支払い できない主な場合

#### 家財補償

- ●地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害 ●故意または重大な過失による損害
- ●パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- ●外出先で自転車の盗難にあった場合等の損害